

不正競争の判断に関する裁判例

－「鞆」事件－

R1.6.18 判決 東京地裁 平成 29 年（ワ）第 31572 号

不正競争行為差止等請求事件：請求認容

概要

原告が販売する鞆の形態が周知の商品等表示であることを理由に、前記形態と同一又は類似の形態の鞆を販売する被告の行為が不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に当たるとして、差止め及び損害賠償を認めた事例。

原告商品の形態

本件特徴① 中に入れる荷物の形状に応じて、鞆の構成部分であるピースの境界部分が折れ曲がることにより様々な角度がつき、荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する。

本件特徴② 上記①の外観を持たせるため、鞆の生地に無地のメッシュ生地又は柔らかい織物生地を使用する。

本件特徴③ その上にタイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有する三角形のピースを、タイルの目地のように 2 mm ないし 3 mm 程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する。

被告商品（判決文から引用）

（被告商品形態 6）（被告商品形態は合計 8 あり）



主な争点

- 1 原告商品の形態は商品等表示に該当するか（争点 1）
- 2 被告商品の形態は原告商品の形態と類似して混同のおそれがあるか（争点 3）

裁判所の判断

- 1 争点 1（原告商品の形態は商品等表示に該当す

るか）について

『ア 原告商品の形態

（ア）原告イッセイミヤケは、平成 16 年 7 月より、女性向けブランドである「PLEATS PLEASE ISSEY MIYAKE」における鞆シリーズのブランドである「Bilbao（ビルバオ）」として、原告商品の販売を開始した。その後、平成 22 年 9 月、上記鞆シリーズを軸とした雑貨ブランドである本件ブランドを立ち上げ、本件ブランドの下で原告商品の販売を継続した（甲 13 ないし 21）。

（イ）原告イッセイミヤケは、1 年に 2 回程度、原告商品の新商品を発売してきたが、それらの商品は、・・・（略）・・・いずれも鞆等を構成する柔らかい生地の表面に、相当多数のタイル状の三角形のピースを 2 mm ないし 3 mm 程度の同一の間隔を空けて敷き詰めるように配置するとの特徴を有しており、本件特徴①及び②、並びに、「その上にタイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有する相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように 2 mm ないし 3 mm 程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する」という特徴（以下「本件特徴③」という。）を備えていた（以下、同形態を「本件形態 1」という。）』

『ウ 原告商品の取扱店舗及び展示方法

原告イッセイミヤケは、原告商品のみを取り扱う店として、平成 22 年 9 月、銀座松屋に専門店を出店し、その後、・・・（略）・・・全国の複数の著名な百貨店や成田空港等の空港内に専門店を設け、平成 29 年 9 月当時、全国に 21 店舗を出店していた（甲 150、243）。

また、上記専門店においては、荷物に合わせて外観が立体的に変形するとの原告商品の特徴を分かりやすく展示するため、原告商品を、中に物を入れた状態で陳列していた。』

『オ 新聞等への掲載

（ア）日本繊維新聞・・・（略）・・・及び読売新聞は、平成 22 年 7 月から 9 月、原告イッセイミヤケが本件ブランドを立ち上げる旨を報じるに際し、いずれも表面が立体的に変化した状態の原告商品の写真を掲載した（甲 13 ないし 16、18）。』

『平成22年10月7日発行の織研新聞は、原告商品の売上が好調であることを紹介し、表面が立体的に変化した状態の原告商品の写真を掲載した。』

『(3) 原告商品の形態の特徴(特別顕著性)について

ア 原告商品は、・・・(略)・・・本件形態1´を備え、メッシュ生地又は柔らかな織物生地に、相当多数の硬質な三角形のピースが、2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて敷き詰めるように配置されることにより、中に入れる荷物の形状に応じてピースに覆われた表面が基本的にピースの形を保った状態で様々な角度に折れ曲がり、立体的で変化のある形状を作り出す。一般的な女性用の鞆等の表面は、布製の鞆のように中に入れる荷物に応じてなめらかに形を変えるか、あるいは硬い革製の鞆のように中に入れる荷物に応じてほとんど形が変わらないことからすれば、原告商品の形態は、従来の女性用の鞆等の形態とは明らかに異なる特徴を有していたといえる。』

2 争点3(被告商品の形態は原告商品の形態と類似して混同のおそれがあるか)について

『いずれも、本件特徴①及び②に加え、一定程度の硬質な質感を有する相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置するとの本件特徴③´を備えると認められる。』

『一方、前記1(1)ア(イ)のとおり、本件形態1´を備える原告商品のおよそ9割は、ピースは直角二等辺三角形であり、この二等辺三角形のピース4枚が90度の頂点を中心に組み合わせり、正方形を構成するように規則的に配置されているのに対し、被告商品は、特に被告商品1、3ないし8においては複数種類の三角形のピースが不規則に配置され、被告商品2ないし6、8のピースの一部は四角形である点において、相違する。

しかしながら、前記1(3)イで述べたとおり、需要者は、原告商品の形態を荷物を入れた状態で観察するところ、その状態では、原告商品の表面には凹凸が生じており、原告商品の表面に直角二等辺三角形のピースが規則的に並べられているという点よりも、ピースの継ぎ目が折れ曲り、鞆の表面に、様々な角度に傾いた相当多数の三角形を面とした多様な立体形状が現れる点が、需要者に強い印象を与えることができる。また、このような表面に凹凸が生じた状態においては、同じ直角二等辺三角形であっても、傾きによって様々な大きさ及び角度の三角形に見えることに加え、継ぎ目が不規則に折れ曲がるため、ピースが規則的に並べられているか否かは需要者に強い印象を与えないといえる。加えて、被告商品2ないし6、8に用いられている四角形のピースは、いずれも正方形ではなく不規則な台形であり、周囲の三角形のピースに調和している上、その数も三角形52枚に対して4枚(被告商品2)、三角形151枚に対して17枚(被告商品3)、三角形131枚に対して5枚(被告商品4、5、8

)、三角形74枚に対して13枚(被告商品6)と少なく、注意深く観察しなければピースの一部が四角形であることは分からない。

そうすると、中に荷物を入れた状態の原告商品と、被告商品の外観は、タイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有する相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置するという本件特徴③´が需要者に印象付けられるのに対し、被告商品の複数種類の三角形及び四角形が不規則に配置されているとの特徴は、両商品を離隔的に観察した場合に判別し得る相違点とまではいうことができない。』

検討

本判決で裁判所は、原告商品の形態が商品等表示に該当する旨を認定し、被告商品の差止請求及び損害賠償請求を認容した。裁判所は、「本件特徴①」にあるように、「中に入れる荷物の形状に応じて、鞆の構成部分であるピースの境界部分が折れ曲がることにより様々な角度がつき、荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する。」という立体的形状を特徴として認定を行い、当該特徴をもとに類似や混同の要件の判断を行った。

実務上の指針

裁判所は、原告商品と被告商品とのピースの形状について「原告商品のおよそ9割は、ピースは直角二等辺三角形であり、この二等辺三角形のピース4枚が90度の頂点を中心に組み合わせり、正方形を構成するように規則的に配置されているのに対し、被告商品は、特に被告商品1、3ないし8においては複数種類の三角形のピースが不規則に配置され、被告商品2ないし6、8のピースの一部は四角形である点において、相違する。」と判断した。

この点につき、原告は、荷物に合わせて外観が立体的に変形するとの原告商品の特徴を分かりやすく展示するため、原告商品を、中に物を入れた状態で陳列していた。また、原告は、鞆の中に入れる荷物の形状に応じてピースに覆われた表面が基本的にピースの形を保った状態で様々な角度に折れ曲がり立体的で変化のある形状を作り出すという原告の商品特徴がアピールできる態様で宣伝広告を行っていた。

すなわち、本件の商品のように、荷物を入れた状態の立体的な形状に特徴がある商品については、やはりメインの使用態様においても周知性を獲得できるように宣伝広告やアピールをすべきことが判る点で参考となる。

なお、本判決に対しては、控訴されているというプレスリリースがあった。今後、知財高裁の判断に注目したい。

以上